



# 金沢市公報

第3170号の3

令和7年(2025年)2月3日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

## ◎ 目 次

ページ

## ●規 則

- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 1  
 ○金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則 (ごみ減量推進課) 3

## ●告 示

- 金沢市住民税均等割非課税世帯等緊急支援給付金の支給に関する要綱 (福祉政策課) 4  
 ○金沢市ひとり親世帯緊急支援給付金の支給に関する要綱 (子育て支援課) 8

## 規 則

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月3日

金沢市長 村山 卓

## ●金沢市規則第1号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(昭和36年規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1(第6条関係)

期間の区分	職員の区分	1項職員	2項職員	3項職員
1年未満		円 310,000	円 51,600	円 50,800
1年以上2年未満		310,000	51,600	47,800
2年以上3年未満		310,000	51,600	44,800
3年以上4年未満		310,000	51,600	41,800
4年以上5年未満		310,000	51,600	38,800
5年以上6年未満		310,000	51,600	35,800
6年以上7年未満		310,000	49,800	32,800
7年以上8年未満		310,000	48,000	29,800
8年以上9年未満		310,000	46,200	26,800
9年以上10年未満		310,000	44,400	23,800
10年以上11年未満		310,000	42,600	20,300
11年以上12年未満		310,000	40,800	16,800
12年以上13年未満		310,000	39,000	13,300
13年以上14年未満		310,000	37,200	9,800
14年以上15年未満		310,000	35,800	6,300
15年以上16年未満		310,000	34,400	
16年以上17年未満		306,700	33,000	
17年以上18年未満		303,400	31,600	
18年以上19年未満		300,100	30,200	
19年以上20年未満		296,800	28,800	

20年以上21年未満	293,500	27,400
21年以上22年未満	281,500	26,800
22年以上23年未満	268,000	26,200
23年以上24年未満	254,500	25,200
24年以上25年未満	241,000	24,600
25年以上26年未満	227,500	24,000
26年以上27年未満	210,500	23,400
27年以上28年未満	193,500	22,800
28年以上29年未満	176,500	22,000
29年以上30年未満	159,500	21,700
30年以上31年未満	142,000	21,300
31年以上32年未満	124,500	20,700
32年以上33年未満	107,000	19,800
33年以上34年未満	87,000	18,900
34年以上35年未満	67,000	18,200

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第7条の2関係）

期間の区分	職員の区分	2項職員	3項職員
1年未満		円 36,100	円 35,600
1年以上2年未満		36,100	33,500
2年以上3年未満		36,100	31,400
3年以上4年未満		36,100	29,300
4年以上5年未満		36,100	27,200
5年以上6年未満		36,100	25,100
6年以上7年未満		34,900	23,000
7年以上8年未満		33,600	20,900
8年以上9年未満		32,300	18,800
9年以上10年未満		31,100	16,700
10年以上11年未満		29,800	14,200
11年以上12年未満		28,600	11,800
12年以上13年未満		27,300	9,300
13年以上14年未満		26,000	6,900
14年以上15年未満		25,100	4,400
15年以上16年未満		24,100	
16年以上17年未満		23,100	
17年以上18年未満		22,100	
18年以上19年未満		21,100	
19年以上20年未満		20,200	
20年以上21年未満		19,200	
21年以上22年未満		18,800	
22年以上23年未満		18,300	
23年以上24年未満		17,600	
24年以上25年未満		17,200	
25年以上26年未満		16,800	
26年以上27年未満		16,400	

27年以上28年未満	16,000
28年以上29年未満	15,400
29年以上30年未満	15,200
30年以上31年未満	14,900
31年以上32年未満	14,500
32年以上33年未満	13,900
33年以上34年未満	13,200
34年以上35年未満	12,700

## 附 則

この規則は、令和7年2月21日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月3日

金沢市長 村 山 卓

## ●金沢市規則第2号

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項を次のように改める。

1 次に掲げるプラスチック製品（商品等の容器及び包装を含む。以下同じ。）及びプラスチックを含む物

- (1) おもちゃ
- (2) コップ
- (3) 皿
- (4) ザル
- (5) 下敷き
- (6) 定規
- (7) じょうろ
- (8) 食品保存容器
- (9) ストロー
- (10) 洗面器
- (11) チャック付ポリ袋
- (12) ちり取り
- (13) バケツ
- (14) 歯ブラシ
- (15) ハンガー
- (16) プランター
- (17) ペットボトル
- (18) ボウル
- (19) ポリタンク

(20) 前各号に掲げる物以外のプラスチック製品及びプラスチックを含む物

別表第2中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同表第5項第28号中「ラジオ受信機付きテープレコーダー」を「ラジオ受信機付テープレコーダー」に改め、同項を同表第4項とし、同表第6項を同表第5項とする。

様式第15号の12中

<p>産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量（当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあっては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イ又はハに掲げる産業廃棄物の最終処分場（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあっては、水銀処理物の処理量を含む。）の見込み</p>	を
<p><b>備考</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この届出書は、当該届出に係る一般廃棄物の処理を開始する日の30日前までに提出してください。</li> <li>2 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときには、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。</li> </ol>	

<p>産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量（当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあっては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イ又はハに掲げる産業廃棄物の最終処分場（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあっては、水銀処理物の処理量を含む。）の見込み</p>	に
<p>非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域</p>	
<p><b>備考</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この届出書は、当該届出に係る一般廃棄物の処理を開始する日の30日前までに提出してください。ただし、非常災害のために必要な応急措置として廃棄物を処理するときは、その処理を開始した後、遅滞なく届け出してください。</li> <li>2 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときには、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。</li> </ol>	

改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、様式第15号の12の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に存する改正前の様式第15号の12の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 告 示

### ●金沢市告示第37号

金沢市住民税均等割非課税世帯等緊急支援給付金の支給に関する要綱を次のように定める。

令和7年2月3日

金沢市長 村 山 卓

金沢市住民税均等割非課税世帯等緊急支援給付金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民税均等割非課税世帯等緊急支援給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民税均等割非課税世帯等緊急支援給付金 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯が、速やかに生活及び暮らしの支援を受けられるよう、本市が令和6年度の住民税均等割非課税世帯等に対して

支給する給付金をいう。

(2) 旧給付金 金沢市住民税非課税世帯等緊急支援給付金の支給に関する要綱（令和5年告示第170号）による住民税非課税世帯等に対する先行緊急支援給付金、追加緊急支援給付金、均等割のみ課税世帯緊急支援給付金、令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金及び住民税所得割非課税世帯等緊急支援給付金をいう。

(3) 旧給付金受給者 旧給付金の支給を受けた者をいう。

(緊急支援給付金の支給対象者)

第3条 住民税均等割非課税世帯等緊急支援給付金（以下「緊急支援給付金」という。）の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和6年12月13日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、本市で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税の均等割を免除された者である世帯（以下「令和6年度住民税非課税世帯」という。）の世帯主

(2) 前号に該当する世帯以外の世帯のうち、緊急支援給付金の支給の申請をする日においてアに該当し、かつ、イに該当しない世帯（以下「家計急変世帯」という。）の世帯主

ア 予期せず令和6年1月から同年12月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和6年度住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和6年度分の市町村民税の均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和6年1月から同年12月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税の均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。）

イ 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があった場合において、同一住所の住民基本台帳に記録されているいすれかの世帯に対し緊急支援給付金を支給したときの、同一住所におけるその他の世帯

(3) その他これらに類する者として市長が別に定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、令和6年度分の市町村民税の均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、令和6年度住民税非課税世帯又は家計急変世帯（以下「支給対象世帯」という。）とはしないものとする。

(子育て世帯加算の支給対象者)

第4条 市長は、支給対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（以下「子育て世帯加算支給対象者」という。）に対しては、緊急支援給付金に子育て世帯加算を行うものとする。

(1) 基準日において対象児童（子育て世帯加算の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）が同一世帯に属しているもの

(2) 前号に掲げる者に類する者として市長が別に定めるもの

(受給権者等)

第5条 緊急支援給付金の支給について、第9条第2項の規定により確認書を提出し、及びこれを受けることができる者又は第10条第1項の規定により申請し、及びこれを受けることができる者（以下「受給権者」という。）は、支給対象世帯の世帯主（当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときは、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者等のうちから選ばれた者））とする。

2 前2条及び前項の規定にかかわらず、支給対象世帯の世帯主が配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者である場合その他の特に配慮が必要と認められる場合における、支給対象者及び受給権者の取扱いについては、市長が別に定める。

(緊急支援給付金の支給額)

第6条 緊急支援給付金の支給額は、支給対象世帯1世帯につき30,000円とする。

(子育て世帯加算の支給額等)

第7条 子育て世帯加算の支給額は、対象児童1人につき、1回に限り、20,000円とする。

2 子育て世帯加算の対象児童は、平成18年4月2日から令和7年6月30日までの間に出生した児童とする。

(特定支給対象者に対する緊急支援給付金の支給の申込み等)

第8条 市長は、支給対象者のうち次の各号に掲げるいずれにも該当する者（以下「特定支給対象者」という。）に対し、緊急支援給付金の支給の申込みを行う。

(1) 旧給付金受給者の属する世帯のうち、金沢市住民税非課税世帯等緊急支援給付金の支給に関する要綱（以下この号において「旧給付金要綱」という。）による先行緊急支援給付金を受給した世帯にあっては令和5年4月13日から基準日まで、旧給付金要綱による追加緊急支援給付金又は均等割のみ課税世帯緊急支援給付金を受給した世帯にあっては令和5年12月1日から基準日まで、旧給付金要綱による令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金を受給した世帯にあっては令和6年1月1日から基準日まで、旧給付金要綱による住民税所得割非課税世帯等緊急支援給付金を受給した世帯にあっては令和6年6月3日から基準日までに当該世帯の世帯構成者に変更がない世帯の世帯主

(2) 本市において第3条第1項第1号に掲げる支給要件を満たすことについて確認することができた世帯の世帯主

2 特定支給対象者は、前項の申込みを受けた際、緊急支援給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、市長が別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、特定支給対象者に対し、緊急支援給付金を支給する。

4 特定支給対象者に対する緊急支援給付金の支給は、第1号、第3号又は第4号に掲げる方式により行うものとする。ただし、第1号に規定する口座等の解約等をしており、緊急支援給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り、第2号に掲げる方式により行うものとする。

(1) 旧給付金口座振込方式（旧給付金の振込時における指定口座に振り込む方式をいう。）

(2) 指定口座振込方式（市長が別に定める日までに前号の指定口座の変更を届け出て、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式をいう。）

(3) 旧給付金窓口現金受領方式（旧給付金を窓口現金受領方式で受給した者に、市の窓口で現金を交付する方式をいう。）

(4) 旧給付金現金書留送付方式（旧給付金を現金書留送付方式で受給した者に、現金書留により現金を送付する方式をいう。）

(確認書による支給等)

第9条 市長は、支給対象世帯に係る支給対象者のうち市長が別に定める者（以下「確認支給対象者」という。）に対し、支給対象者の要件、緊急支援給付金の支給の方法その他緊急支援給付金の支給について必要な事項を確認するため、市長が別に定める確認書（以下「確認書」という。）の提出を求めるものとする。

2 確認支給対象者が緊急支援給付金の支給を受けようとするときは、市長に確認書を提出しなければならない。

3 前項の規定により確認書を提出した者に対する緊急支援給付金の支給は、確認書により確認した方式により行うものとする。

4 確認支給対象者に対する緊急支援給付金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行うものとする。この場合において、第2号及び第3号に掲げる方式は、確認書の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号による支給が困難な事由があるときに限り行う。

(1) 指定口座振込方式（提出者が確認書を市長に提出することにより、当該提出者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

(2) 窓口現金受領方式（提出者が確認書を市長に提出することにより、市の窓口で現金を交付する方式をいう。）

(3) 現金書留送付方式（提出者が確認書を市長に提出することにより、現金書留により現金を送付する方式をいう。）

(申請による支給等)

第10条 特定支給対象者及び確認支給対象者以外の支給対象者に対する緊急支援給付金の支給は、市長が別に定める申請書（以下「申請書」という。）の提出による申請により行うものとする。

2 申請書による申請に基づく緊急支援給付金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行うものとする。

この場合において、第2号及び第3号に掲げる方式は、緊急支援給付金の支給の申請を行う者（以下「申請者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1

号による支給が困難な事由があるときに限り行う。

(1) 指定口座振込方式（申請者が申請書を市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

(2) 窓口現金受領方式（申請者が申請書を市長に提出することにより、市の窓口で現金を交付する方式をいう。）

(3) 現金書留送付方式（申請者が申請書を市長に提出することにより、現金書留により現金を送付する方式をいう。）

3 申請者は、緊急支援給付金の支給の申請に当たっては、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、年金手帳その他官公署が発行する身分証明書の写し（以下「公的身分証明書の写し」という。）を提出し、又は提示するものとする。

（申請受付開始日及び申請書等の提出期限）

第11条 緊急支援給付金の支給の申請に係る受付を開始する日は、市長が別に定める。

2 確認書の提出の期限は、やむを得ない場合を除き、令和7年6月30日とする。

3 申請書の提出の期限は、やむを得ない場合を除き、令和7年6月30日とする。

（代理による申請）

第12条 代理人（代理により第9条第2項の規定による確認書の提出又は第10条第1項の規定による緊急支援給付金の支給の申請を行うことができる者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる者に限るものとする。

(1) 基準日において、受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の日常生活の支援等をしている者で市長が特に認めるもの

2 代理人は、確認書の提出をするときは、確認書の委任欄への記載をするものとし、緊急支援給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は、申請書に加え、委任状を提出するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めるここと等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者である場合にあっては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者である場合にあっては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（支給決定及び支給）

第13条 市長は、第9条第2項の規定により提出された確認書又は第10条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、緊急支援給付金の支給を決定し、当該受給権者に対し、緊急支援給付金を支給する。

（緊急支援給付金の支給等に関する周知）

第14条 市長は、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第15条 第11条第2項の期限までに確認書の提出を行わない者又は同条第3項の期限までに緊急支援給付金の支給の申請を行わない者は、緊急支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第13条の規定により緊急支援給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能その他受給権者の責めに帰すべき事由により緊急支援給付金の支給ができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（緊急支援給付金の返還）

第16条 市長は、偽りその他不正の手段により緊急支援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った緊急支援給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第17条 緊急支援給付金の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**●金沢市告示第38号**

金沢市ひとり親世帯緊急支援給付金の支給に関する要綱を次のように定める。

令和7年2月3日

金沢市長 村山 卓

金沢市ひとり親世帯緊急支援給付金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親世帯に対する緊急支援給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「緊急支援給付金」とは、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける低所得の児童扶養手当受給者のうち、金沢市住民税均等割非課税世帯等緊急支援給付金の対象とならない者に対し、生活を支援するため、本市が緊急の措置として支給する令和6年度の給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 緊急支援給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和7年1月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）を支給される者（同月分の児童扶養手当について令和7年3月31日までに支給の決定を受けた者に限る。）

(2) 金沢市住民税均等割非課税世帯等緊急支援給付金の支給に関する要綱（令和7年告示第37号）第3条第1項第1号に該当しない者

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による支給対象者が死亡した場合（この項の規定により緊急支援給付金を支給される者が、当該者に対して緊急支援給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）には、緊急支援給付金は、令和7年1月1日においてその者の監護等児童（児童扶養手当法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。）であった者に対して支給する。ただし、既に前項の規定による支給対象者に対して緊急支援給付金の支給が決定されている場合は、この限りでない。

(支給額)

第4条 緊急支援給付金の支給額は、支給対象者1人につき50,000円とする。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ20,000円を加算した額とする。

(支給対象者に対する支給の申込み等)

第5条 市長は、支給対象者に対し、緊急支援給付金の支給の申込みを行う。

2 支給対象者は、前項の申込みを受けた際、緊急支援給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、市長が別に定める日までに前項の規定による届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、緊急支援給付金を支給する。

(支給の方式)

第6条 緊急支援給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行うものとする。ただし、児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座等の解約等をしており、緊急支援給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り、第2号に掲げる支給方式により行うものとする。

(1) 児童扶養手当口座振込方式（令和7年1月1日時点において市が把握する児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式をいう。）

(2) 指定口座振込方式（前条第3項の規定による支給決定前に支給対象者が前号の指定口座の変更の届出をした場合において、本市が当該届出のあった口座に振り込む方式をいう。）

2 前条第2項の規定による届出を行う者は、市長が別に定める本人であることの確認ができる書類等を添えて申請を行うものとする。

(緊急支援給付金の支給に関する周知)

第7条 市長は、支給対象者の要件その他の緊急支援給付金の支給に係る事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(届出が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 市長が第5条第3項の規定により緊急支援給付金の支給の決定を行った後、令和7年1月1日時点において本市が把握する児童扶養手当振込時における指定口座（支給前に指定口座の変更の届出があった場合は、当該届出

のあった口座)に緊急支援給付金の支給を行う手続を行ったにもかかわらず、口座の解約、変更等により同年4月30日までに口座への振り込みができない場合は、本件契約は解除されるものとする。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、緊急支援給付金の支給を受けた後に当該緊急支援給付金の支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により緊急支援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った緊急支援給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 緊急支援給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

令和7年(2025年)2月3日 発行人  
発行所  
編 集 石川県金沢市玉鉢4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 荣